

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	5	府省庁名	財務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 <b>事業税</b> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>承継銀行は預金保険法に基づき内閣総理大臣の設立決定を受けて設立されるもので、預金保険機構の子会社として、預金保険機構と承継に係る協定を締結し、協定に定められた業務を行うものである（預金保険法第2条）。協定に定められた業務内容（預金保険法第94条）としては</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被管理金融機関から業務を引き継ぐため事業の譲受け等を行うこと</li> <li>② 承継銀行が保有する資産として適当であることの確認がされた資産を引き継ぐこと</li> <li>③ 預金等の受払事務、資産の貸付けその他事務の実施</li> </ol> <p>が定められている。これらの業務は、破綻金融機関の業務を引継ぎ、かつ、引継いだ業務を暫定的に維持・継続し、預金者保護及び信用秩序の維持を図ることを目的としており、重要な公的使命を負っている。</p> <p>協定銀行は預金保険機構の子会社として、預金保険機構と各法に定める業務に関する協定を締結し、協定に定められた業務を行っている。</p> <p>預金保険法（附則第8条）においては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 内閣総理大臣のあっせんを受けて破綻金融機関等の事業の譲受け等を行い、その整理回収業務を行うこと</li> <li>② 預金保険機構から委託を受けて破綻金融機関等の資産の買取りを行い、その整理回収業務を行うこと</li> </ol> <p>等が定められている。これらの業務は、破綻金融機関等の貸付け債権などを適正・迅速に回収し、公的資金すなわち国民負担の最小化に寄与する重要な公的使命を負っている。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>承継銀行及び協定銀行については、平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額（20億円）とみなす資本割の課税標準の特例措置が講ぜられており、本件は当該措置の当分の間の延長を要望するもの。</p>		
関係条文	地方税法附則第9条第2項		
減収見込額	協定銀行〔初年度〕 〔改正増減収額〕	（▲21百万円）	〔平年度〕 （▲21百万円）  （単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者保護、信用秩序の維持を目的とするものである。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>平成23年度以降、金融機関の破綻はないが、万が一、破綻が生じた場合においても当該地域の信用秩序及び金融システムの安定が損なわれることのないよう迅速かつ円滑な破綻処理が図られる必要がある。</p> <p>承継銀行の業務は金融機関の破綻処理において重要な役割を担っており、預金者の保護、信用秩序の維持を図るといふ国の事務または事業と密接な関係を有している。これらの目的達成のためには安定的な財産基盤を確保することが不可欠であるが、破綻金融機関から引き継いだ業務から安定的な収入を確保することは困難であるため、承継銀行は当面の事務運営経費及び銀行法に定める最低資本金を確保するために出資を得る必要がある。事業税に係る資本割の対象となった場合、課税が負担となり、承継銀行の業務に支障が生ずるおそれがある。</p> <p>また、協定銀行の業務も金融機関の破綻処理等において重要な役割を担っており、預金者の保護、信用秩序の維持、不良債権処理の加速、企業再生という国の事務または事業と密接な関係を有する重要な役割を担っている。これらの目的達成のためには安定的な財産基盤が必要なため、協定銀行は多額の資本金を有しているが、事業税に係る資本割の対象となった場合、課税が負担となり、機構の業務に支障が生ずるおそれがある。</p> <p>以上のとおり、安定的な財産規模を確保することが不可欠な承継銀行等の税負担を軽減し、円滑な業務遂行を図るとの観点から、事業税に係る資本割の課税標準の特例措置は必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
	政策の達成目標	承継銀行等が法人事業税に係る課税標準の特例を受けることで平時より安定的な財産的基盤を確保することを通じた円滑な破綻処理等のため態勢整備を図ることを目標としている。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	当分の間、延長を希望
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ。)
	政策目標の達成状況	承継銀行等が法人事業税に係る課税標準の特例を受けることで平時より安定的な財産的基盤の確保を通じた円滑な破綻処理のための態勢整備が図られ、預金者保護、信用秩序の維持に寄与している。将来的にも同様である。
有効性	要望の措置の適用見込み	承継銀行は、平成16年度から平成22年度までは第二日本承継銀行が適用を受けている。なお、承継銀行については平成25年8月現在において存在しない。しかし、承継銀行は、金融機関からの業務承継のため承継銀行を活用する必要がある場合には内閣総理大臣の決定により預金保険機構により設立される可能性はある。 協定銀行については、整理回収機構が適用を受けている。将来的にも整理回収機構1社が適用を受ける見込み。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	承継銀行等が法人事業税に係る課税標準の特例による税負担の軽減を受け、平時より安定的な財産的基盤を確保することにより、金融機関破綻処理時において円滑に破綻処理等を行うことに寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	(国税) <ul style="list-style-type: none"> <li>承継銀行が事業の譲受け等により不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、登録免許税が免除されている。(預金保険法第135条第2項、同法附則第15条の2第3項)</li> <li>承継銀行が譲受け等により取得をした土地等を譲渡した場合には、租税特別措置法に既定する土地の譲渡等には該当しない(土地の譲渡等がある場合の法人税の特別税率の非適用)とされている。(預金保険法第135条第3項、同法附則第15条の2第3項)</li> <li>協定銀行が協定に基づき破綻金融機関等の事業の譲受け等又は資産の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については登録免許税が免除されている。(預金保険法附則第22条第1項)</li> <li>協定銀行が協定に基づく譲受け等により取得をした土地等を譲渡した場合には、租税特別措置法に規定する土地の譲渡等には該当しない(土地の譲渡等がある場合の法人税の特別税率の非適用)とされている。(預金保険法附則第22条第2項)</li> </ul> (地方税) <ul style="list-style-type: none"> <li>承継銀行が事業の譲受け等により不動産を取得した場合の当該不動産に係る不動産取得税については免除されている。(地方税法第73条の7第19号)</li> <li>協定銀行が破綻金融機関等から不動産を取得した場合の当該不動産に係る不動産取得税については免除されている。(地方税法附則第10条第1項)(27年3月末迄)</li> </ul>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし

	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>承継銀行は、破綻金融機関の業務を引継ぎ、かつ、引継いだ業務を暫定的に維持・継続し、預金者保護及び信用秩序の維持を図ることを目的としており、重要な公的使命を負っている。また、協定銀行の業務は、破綻金融機関等の貸付債権などを適正・迅速に回収し、公的資金すなわち国民負担の最小化に寄与する重要な公的使命を負っている。</p> <p>本措置は、承継銀行等の税負担を軽減し、上記業務の円滑な遂行に寄与するものであり、預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者の保護、信用秩序の維持を図るとの政策目的に合致するものである。</p> <p>なお、承継銀行等は、銀行法に基づく免許を受けた銀行として、同法に基づく業務を行う法人であるとともに、預金保険法等に基づき公的使命を負って限定的な業務を行う法人としての二重の性格を有している。そのため、他の政策手段により目的を達成することは困難である。</p>												
	<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">【承継銀行】</td> <td style="text-align: center;">【協定銀行】</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度 0.2 百万円</td> <td>平成 21 年度 319 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度 0.2 百万円</td> <td>平成 22 年度 320 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度 0.2 百万円</td> <td>平成 23 年度 323 百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 24 年度 20 百万円※</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 25 年度 21 百万円※</td> </tr> </table> <p>承継銀行は、金融機関からの業務承継のため承継銀行を活用する必要がある場合には内閣総理大臣の決定により預金保険機構により設立される可能性がある。</p> <p>協定銀行は、将来的にも整理回収機構 1 社が適用を受ける見込みであり、減収額も 21 百万円前後になる見込み。なお、減収額は、将来的には業務の追加に伴い増資により増額される可能性がある。</p> <p>※ 住専処理の完了に伴う住専勘定の廃止により、平成 24 年 6 月に預金保険機構からの出資金 (2,000 億円) の減資を行ったことに伴い、2,120 億円から減額されたもの。</p>	【承継銀行】	【協定銀行】	平成 20 年度 0.2 百万円	平成 21 年度 319 百万円	平成 21 年度 0.2 百万円	平成 22 年度 320 百万円	平成 22 年度 0.2 百万円	平成 23 年度 323 百万円		平成 24 年度 20 百万円※		平成 25 年度 21 百万円※
【承継銀行】	【協定銀行】													
平成 20 年度 0.2 百万円	平成 21 年度 319 百万円													
平成 21 年度 0.2 百万円	平成 22 年度 320 百万円													
平成 22 年度 0.2 百万円	平成 23 年度 323 百万円													
	平成 24 年度 20 百万円※													
	平成 25 年度 21 百万円※													
	<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	<p>① 適用総額の種類 課税標準 (資本金等の額)</p> <p>② 適用総額 210,120,000 千円</p>												
	<p>税負担軽減措置等の 適用による効果 (手段 としての有効性)</p>	<p>承継銀行等については、課税標準の特例による税負担軽減により、安定的な財産基盤の確保を通じて円滑な破綻処理のための態勢整備を図ることができ、信用秩序の維持、預金者保護が図られている。将来的にも同様である。</p>												
	<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>要望内容の性格上明示困難なため前回達成目標は明示せず。</p>												
	<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由</p>	<p>承継銀行等が法人事業税に係る課税標準の特例により税負担軽減により、安定的な財産的基盤を確保でき、金融機関破綻時において迅速かつ円滑に破綻処理等を行う態勢整備が確保されている。なお、金融機関の規模や特性等により要望内容の適用状況は異なるため、実現状況を定量的に示すことは困難である。</p>												
	<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 16 年度 協定銀行に係る課税標準の特例措置 創設 平成 16 年度 承継銀行に係る課税標準の特例措置 創設 平成 21 年度 協定銀行に係る課税標準の特例措置の延長要望 (5 年間) 平成 21 年度 承継銀行に係る課税標準の特例措置の延長要望 (5 年間) ※ 本年の税制改正要望より、地方税法の同じ条項に該当する租税特別措置であるため、2 つの税制改正要望を一つにまとめて要望している。</p>												
<p>ページ</p>	<p>5 — 3</p>													